

科目名		単位数	担当教員	区分
平成26年度以降	民事訴訟法 I	2	入稻福 智	
平成25年度以前	民事訴訟法	4		
教職	教員の免許状取得のための選択科目			教職
	教科に関する科目(中学校(社会)):法律学、政治学			
	教科に関する科目(高等学校(公民)):法律学(国際法を含む)、政治学(国際政治を含む)			
授業の到達目標及びテーマ				
<p>私たちの日常生活では借金の未払いや契約の不履行等を理由とし、争いが生じることがありますが、当事者間で解決されない場合には、自らの権利を実現するため、裁判所に訴えを提起することも必要になります。裁判手続は法律に従い進められますが、その最も重要な法律が「民事訴訟法」です。授業では、この法律の内容や解釈に関する問題について学び、民事訴訟手続の概要を理解することを目標とします。</p>				
授業の概要				
<p>授業では、まず、民事訴訟手続とその他の紛争解決手続の違いについて説明します。次に、「民事訴訟法」に照らしながら、特に、①訴えの提起、②裁判所の決定、③提訴後の手続、④訴えの審理、⑤判決の効力や⑥不服申立制度について学びます。さらに、複数の当事者が原告や被告となったり、複数の請求が裁判の対象となる複雑訴訟や特別な手続について解説します。</p>				
授業計画				
<p>第1回：紛争解決としての民事裁判と裁判外の紛争解決手続 第2回：訴訟事件と非訟事件、訴えの三類型 第3回：訴訟物、訴えの提起、訴訟救助と法律扶助 第4回：裁判管轄 第5回：訴え提起後の手続 第6回：訴訟当事者に関する諸問題(当事者の確定、当事者適格など) 第7回：訴訟の審理①(当事者主義と職権主義) 第8回：訴訟の審理②(審理の準備、当事者の主張) 第9回：訴訟の審理③(事実認定、証明責任) 第10回：当事者の欠席と手続の停止 第11回：終局判決による訴訟の終了 第12回：判決の確定とその効力 第13回：不服申立 第14回：複雑訴訟 第15回：特別な手続</p> <p>定期試験</p> <p>【履修上の注意】 民法の科目(特に、民法入門、民法総則、物権、債権各論)を履修していることが望ましい。</p>				
テキスト				
<p>担当者が作成した「民事訴訟法講義ノート」を使用します。</p>				
参考書・参考資料等				
<p>担当者のホームページ(www.eu-info.jp)を参照してください。</p>				
学生に対する評価				
<p>小テスト、中間試験(5月下旬)および学期末試験の成績を総合して評価します。</p>				

25年度以前
法律一般コース